



平成 25 年 2 月 21 日

各 位

会 社 名 株式会社ミロク情報サービス
代表者名 代表取締役社長 是枝周樹
(コード番号 9928 東証第 1 部)
問合せ先 経営管理本部長 滝本訓夫
(TEL. 03-5361-6369)

和解による訴訟の解決及び特別損失の計上に関するお知らせ

当社及び当社の子会社である株式会社ミロク・システム・トレーディング(清算手続中。以下、「MST」)が、株式会社PFU(石川県かほく市宇野気ヌ98番地の2、代表取締役社長 長谷川 清、以下、「PFU」)より共同被告として提起されていた訴訟について、以下のとおり、本日付けで訴訟上の和解が成立しましたので、お知らせいたします。

なお、本訴訟上の和解により、当社の子会社である MST の商社的取引に関連して、これまで MST 及び当社に提起された一連の訴訟は、全て解決いたしました。

記

1. 訴訟の提起から和解に至るまでの経緯及び和解内容の要旨

平成 19 年 6 月、MST と PFU との売買契約に関して PFU による目的物の納品が約定どおりに履行されていないことが発覚したため、MST は PFU に対し同契約の解除通知書を送付し同契約を解除いたしました。

これに対し PFU は、MST 及び当社に対して同契約に基づく売買代金債務の履行または不法行為に基づく損害賠償等として、MST 及び当社の連帯債務として金 40 億 4013 万 9390 円(その後、金 34 億 5844 万 5440 円に減額されております。)の支払いを請求する訴訟を平成 19 年 12 月 28 日付で東京地方裁判所に提起しました。

平成 23 年 11 月 30 日、東京地方裁判所から、当社に対しては、当社の主張を認め PFU の請求を棄却し、MST に対しては、PFU の請求を全額認容する旨の第一審判決が言い渡されました。この判決を不服とし、MST 及び PFU は、それぞれ東京高等裁判所に控訴を提起いたしました。

今般、裁判所からの和解勧告を受け、その和解案について慎重に検討を重ねた結果、第一審において当社に対しては、当社の主張を認め PFU の請求を棄却し、何ら責任はなかったものの、子会社である MST が清算手続中であること、また、経済合理性の観点から、当該訴訟の継続による当社グループへの影響等を考慮し、訴訟を早期に終結すべきであると判断したことから、裁判所勧告の和解案を受け入れ、当社の責任を認めたものではないことを前提とし、清算手続中である MST に代わって当社が裁判所により示された和解金 5 億円を支払う旨の訴訟上の和解が、平成 25 年 2 月 21 日に成立いたしました。

2. 今期の連結業績に与える影響

本和解に伴い5億円を特別損失として計上します。一方、MSTは、当連結会計年度中に清算終了の予定であり、本和解金を含む繰越欠損金により課税所得が減額されるため、法人税等の負担が約4億円軽減される見込みです。

そのため、当連結会計年度の売上高、営業利益、経常利益への影響はなく、当期純利益への影響も限定的であるため、現時点において、平成25年3月期の連結業績予想については、平成24年5月10日公表の数値から変更はありません。

(ご参考)

平成25年3月期通期の連結業績予想（平成24年5月10日公表分）及び前期の業績

(単位：百万円)

	連結売上高	連結営業利益	連結経常利益	連結当期純利益
当期連結業績予想 (平成25年3月期)	20,230	2,070	2,050	1,100
前期連結実績 (平成24年3月期)	19,595	2,023	2,000	1,058

以 上